

P08 バイオフィリア研究所における科研費に関する不正防止計画

平成 27 年 9 月 1 日承認

平成 30 年 4 月 1 日承認

第 1 節 機関内の責任体系の明確化

設問番号 102

最高管理責任者は基本方針を策定しているか

改正された公的研究費の管理・監査に係るガイドラインを踏まえた基本方針「バイオフィリア有限会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を策定した。

設問番号 104

統括管理責任者は不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しているか。

・統括管理責任者の職務をバイオフィリア研究所「バイオフィリア研究所における科学研究費助成事業に関する取扱規程（以下「規程」という。）第 5 条第 3 項で定め明確にした（平成 27 年 9 月 1 日に、平成 19 年 11 月 1 日から適用した「バイオフィリア研究所有限会社科学研究費補助金事務取扱要項」を改定した）。なお、具体的対策については総務課（防止計画進捗部署）で案を策定し最高管理責任者までの決裁とする。

設問番号 105

コンプライアンス推進責任者（機関内の各部局等における競争的資金等の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者）役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を公表しているか

・規程を改定し、部局責任者の名称をバイオフィリア研究所有限会社総務担当（コンプライアンス推進責任者）に改め、役割、責任の所在、範囲と権限を定め（倫理・コンプライアンス管理規程第 9 条（所掌・職制）ホームページに掲載し採択者等に配布した。併せて、ホームページを利用してコンプライアンス推進責任者の職名を公表する。

設問番号 107

コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督しているか。

・コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すべきことを規程で定め職務を明確にした。

設問番号 210

競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか。対象者、実施方法、実施時期・回数、教育内容、未受講者に対する方策を定めているか。

・総務課（防止計画推進部署）は、文科省から求められている必要な事項定め各コンプライアンス推進責任者に次の教育の実施を依頼する。

(1) 文科省が公表したコンテンツを利用したコンプライアンス教育の実施。

(2) E ラーニングによる CITI JAPAN プログラムを利用した教育の実施。

(3) 他の研修会の実施も検討する。

設問番号 211

コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度を把握しているか。理解度の低い者に対する方策、理

解度の把握結果の活用方法はどのようにしているか。

・文科省のコンテンツを利用したコンプライアンス教育についてはアンケート調査を実施し受講状況等を把握する。理解度の低い者に対してはコンプライアンス推進責任者に指導を依頼する。

設問番号 212

科研費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めているか。

提出させる対象者、提出時期、回数はどうに定めているか。

・平成 28-29 年度から計画が採択された全研究員および運営・管理に関わる全事務職員に誓約書を提出させる。誓約書の提出依頼は、メール等による。なお、教員の誓約書の提出回数は採択課題毎とし、事務職員は毎年度提出させることとする。

設問番号 215

科研費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定しているか。

・全ての構成員に対する行動規範を平成 30 年 4 月に「バイオフィリア有限会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を策定した。

設問番号 217

総務課不正の告発等の制度について、研究所の構成員に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底しているか。

・不正の告発等の制度について、科研費の説明会、コンプライアンス教育、所内ネットワーク等を利用して周知徹底する。

設問番号 231

調査に支障のある等、正当な事由のある場合を除き、配分機関による当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることを規程等に定めているか。

・公的研究費の使用に関する行動規範第 5 において定めている。

第 3 節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

設問番号 302

不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定しているか。

・防止計画推進部署（総務担当）において平成 30 年 4 月に「バイオフィリア有限会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を策定した。

設問番号 303

不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行っているか。

・不正防止計画は、取組事項を明確に定め年度毎に顕在化したリスク等を勘案し見直すものとする。

設問番号 305

防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認しているか。

・防止計画推進部署が、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認することをバイオフィリア研究所における科学研究費助成事業に関する取扱規程で定めた。(H27.9.1 制定 第 9 条第 3 項第 2 号。) 今後は、規定に基づき担当部署が対応する。

第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動

設問番号 402

予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じているか。

・会計担当の担当職員は、研究者の予算執行状況を2～3ヶ月毎にチェックし、当初計画と比較して著しく遅れている場合は研究者に遅れている理由をメール等を利用して確認・助言を行う。

設問番号 405

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めているか。

・平成27年9月1日に施行したバイオフィリア研究所有限会社の公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針第3条には、不正な取引に関与した業者とは一定期間取引を停止すると定めている。

設問番号 406

処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し周知徹底しているか。周知内容、周知方法、周知時期・回数について記載すること。

・物品購入の実績のある取引業者に対して、説明会を開催し周知する。また、説明会欠席者には別途対応する。(周知内容)基本方針、不正行為に対する方針、ルール等 (周知方法)説明会を開催する。なお、説明会不参加で当該年度に取引を行う事となった業者には、取引開始時に文書により処分方針を通知する。(周知時期)説明会は8月頃に実施する。(回数)原則年1回とする。

設問番号 407

業者に対し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書の提出を求めているか。提出を求める業者の選定方法と理由、提出を求める時期、回数について記載すること。

・取扱規程第27条に基づき発注する業者を選定し、選定された業者には課題毎に発注時に誓約書を提出を求める。(提出を求める業者の選定方法)1回の取引額が10万円以上となる取引業者については、誓約書の提出を求める。(提出を求める時期)発注時 (回数)3年ごとに行う。

設問番号 408

会計担当業者に提出を求める誓約書に、(ア)～(エ)までの事項を盛り込んでいるか。

(ア)機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと (イ)内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出の要請に協力すること (ウ)不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと (エ)構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

・業者には、平成27年度から(ア)から(エ)までの事項を盛り込んだ誓約書を作成した。誓約書は大学の処分方針に係る説明会開催時に提出を求める。なお、説明会欠席者については、別途、文書により提出を求める。情報をホームページで公開した。

設問番号 410

405～409までのチェック項目に係る対策以外に、構成員と業者の癒着を防止する対策を講じているか。

・不正防止推進部署と会計担当とで協力して、検討していく。

設問番号 412

研究者(研究室・研究グループに所属する事務職員を含む)による発注を認めているか。

・原則として研究者による発注は認めていない。

設問番号 415

会計担当物品・役務の発注(調達)に監視、予算の執行状況の把握・分析結果により、予算の適正執行を促すほか、調達データの分析を通じて特定の業者との関係などに注力することでリスクに応じた対応が図られているかを検証しているか。

・検証している。過去20年間で20回以上の公的研究資金を受領した。最初に受領したNEDOからの資金は、領収書一枚ごとの検証を受けた。その後、全ての研究費に関し、全支出について同様の検証を行っている。即ち全数をチェックしている。

設問番号 423

会計担当第3節不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施第4節研究費の適正な運営・管理活動2ページ業者による納品物品の持ち帰りや納品物品の反復使用などを防止する具体的な対策を講じているか。

・会計担当において管理簿等により定期的に納品物品の確認している。過去20年間で20回以上の公的研究資金を受領した。最初に受領したNEDOからの資金は、領収書一枚ごとの検証を受けた。その後、全ての研究費に関し、全支出について同様の検証を行っている。即ち全数をチェックしている。

設問番号 429

会計担当有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックしているか。

・有形の成果物がある場合、書類による検収を行うとともに、研究者以外にこれらの知識を有する在籍者がいる場合は、その者の協力を得てチェックすることとする。

設問番号 430

成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立ち会い等による現場確認を行っているか。

・成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当の会計担当職員が立ち会い等による現場確認を行うこととする。

設問番号 433

会計担当換金性の高い物品については競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理しているか。

・換金性の高い物品については、物品の所在が分かるよう 1 件又は 1 組が 10 万円以上の物品については、会計担当で管理簿による管理を行う。うち、換金性の高い物品については、不正防止推進部署による確認を改めて行う。

第 6 節 モニタリングの在り方

設問番号 603

会計担当監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保っているか。

・過去 20 年間で 20 回以上の公的研究資金を受領した。最初に受領した NEDO からの資金は、領収書一枚ごとの検証を受けた。その後、全ての研究費に関し、全支出について同様の検証を行っている。即ち全数をチェックし、監査の質を一定に保っている。

設問番号 604

内部監査部門は、ガイドライン第 3 節 (1) 「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析しているか。

・全ての研究費に関し、全支出について領収書一枚ごとの検証を行っている。即ち全数をチェックしているが、内部監査部門が再チェックできる仕組みを H28-29 年度に作る。設問番号 605

内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図っているか。

・内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図る。

設問番号 607

監査室内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施している。

【重点把握項目】（「チェック項目のチェック(記入・記述)にあたっての留意事項」の【重点把握項目について】を参照)物品・役務に係るリスクアプローチ監査に関し、例えば、内部監査の監査対象を抽出するに当たり、予算の執行状況の把握・分析結果を活用するなど、監査の効果を高めるための取組や部局等(研究所においては学部等)別の抽出方針等。

・不正の発生するリスクについて、受領研究費ごとに視点を改めてリスクが高いと思われる事項に対し監査を実施する。

設問番号 608

(リスクアプローチ監査の具体的な方法について) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせている。

この監査方法に関し、(ア)から(ウ)までの点について記述してください。

(ア) 監査対象(研究者の一部及び当該研究者の旅費の一定期間分)の抽出方法並びにその抽出方法を採用した

理由、(イ)監査の時期、回数、(ウ)先方への確認事項

・(ア) 公的研究費に基づく出張は、年間数十件のため、通常監査は全ての出張について実施する。リスクアプローチの対象は、予算執行状況や学部の特徴を分析し抽出する。(イ) 通常監査は年1回4～5月に実施しリスクアプローチ監査は9月頃に実施する。(ウ) 先方の実施プログラム等に出張者の氏名が記録されているかを確認する。

設問番号 609

(リスクアプローチ監査の具体的な方法について) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して出張の目的や概要についてヒアリングを行っている。

この監査方法に関し、以下の(ア)から(ウ)までの点について記述してください。

(ア) 監査対象(研究者の一部及び当該研究者の旅費の一定期間分)の抽出方法並びにその抽出方法を採用した理由、(イ)監査の時期、回数、(ウ)研究者への確認事項

・(ア) 公的研究費に基づく出張は、年間数十件のため、通常監査は全ての出張について実施する。リスクアプローチの対象は、予算執行状況や学部の特徴を分析し抽出する。(イ) 通常監査は年1回4～5月に実施しリスクアプローチ監査は12月頃に実施する。(ウ) 客観的な証憑等が添付できない等リスクアプローチ監査の対象とした理由について研究者に確認する。

設問番号 614

内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化している。内部監査部門と監事及び監査人との連携について、どのように連携しているか、記述してください。

・内部監査は、総務担当が行い監査結果を監事に報告し、意見を求めることとする。

設問番号 615

監査室監査報告のとりまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底しているか。

・コンプライアンス教育の一環として、監査結果を受講者に配布する。